

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和4年10月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第39号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(静岡県職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県職員の定年等に関する条例(昭和59年静岡県条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定に基づき、法第3条に規定する一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、医師及び歯科医師の定年は、年齢<u>65年</u>と</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第12条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第14条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項の規定に基づき、法第3条に規定する一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(以下「職員」という。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年による退職)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。ただし、医師及び歯科医師の定年は、年齢<u>70年</u>と</p>

する。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があ

する。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があ

るため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

るため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職（医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）

第8条、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）第9条、静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）第9条、静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）第4条第1項又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）第5条第1項の規定により管理職手当を支給される職員の職

(2) 次に掲げる職員の職（前号に掲げる職を除く。）

ア 給与条例第4条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの

イ 給与条例第4条第1項第2号に掲げる研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

ウ 給与条例第4条第1項第3号イに掲げる医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの

エ 給与条例第4条第1項第3号ウに掲げる医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの

オ 給与条例第4条第1項第4号に掲げる福祉職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの

カ 静岡県教職員の給与に関する条例第5条第1項第3号に掲げる中学校小学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特2級であるもの

キ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条の給料表の適用を受ける職員で公営企業の管理者が定めるもの

ク 静岡県立静岡がんセンター事業職員の
給与の種類及び基準に関する条例第3条
の給料表の適用を受ける職員でがんセン
ター事業の管理者が定めるもの

(3) 警視又は警部の階級にある警察官（第1
号に掲げる職を除く。）

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務
上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守す
べき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規
定する他の職への降任等（以下この章におい
て「他の職への降任等」という。）を行うに当
たっては、法第13条、第15条、第23条の3、
第27条第1項及び第56条に定めるもののほ
か、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
い。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状
況及び職務経験等に基づき、降任又は転任
（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及
び第10条において「降任等」という。）をし
ようとする職の属する職制上の段階の標準
的な職に係る法第15条の2第1項第5号に
規定する標準職務遂行能力（次条第3項に
おいて「標準職務遂行能力」という。）及び
当該降任等をしようとする職についての適
性を有すると認められる職に、降任等をす
ること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上
で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤
務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理
監督職のうちできる限り上位の職制上の段
階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際
に、当該職員が占めていた管理監督職が属

する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命（以下「特定任命」という。）と、同項各号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第2号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「職員（）」とあるのは「特定地方警務官（）」と、「上位職職員」とあるのは「上位職特定地方警務官」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべ

き管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により

異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、

延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長さ

れた期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法

律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者
(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 (略)

(定年に関する経過措置)

6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から</u>	<u>61年</u>	<u>66年</u>
<u>令和7年3月31日まで</u>		

附 則

(静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 (略)

令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	64年	69年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官

	<p><u>が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(再任用職員の給料月額)</p> <p>第5条の2 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p><u>2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところに</p>	<p style="text-align: center;">(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第5条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(通勤手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところに</p>

より算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)・(3) (略)

(4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当

より算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)・(3) (略)

(4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当

たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (6) 前項第3号に掲げる職員のうち、その者の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額）の合計額

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額（その額が3,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。）

イ （略）

- 3 再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加算した

たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額）の合計額

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額（その額が3,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。）

イ （略）

- 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加

額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 （略）

（時間外勤務手当）

第14条 （略）

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 （略）

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかか

算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 （略）

（時間外勤務手当）

第14条 （略）

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 （略）

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤

ならず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第8条の2から第10条まで、第10条の3から第10条の5まで、第12条の2から第12条の5まで及び第22条の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第21条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準

務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第5条、第8条の2から第10条まで、第10条の3から第10条の5まで、第12条の2から第12条の5まで及び第22条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第21条において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準

日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の

日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額

端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

13 (略)

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

13 (略)

14 附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後における別表第1から別表第4までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 静岡県職員の定年等に関する条例(昭和59年静岡県条例第6号。以下「職員定年条例」という。)第3条ただし書に規定する職員

(3) 職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(職員定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 職員定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(職員定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された職員定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職へ

の降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮し

	<p>て当該給料を支給される職員との権衡上必要 があると認められる職員には、当分の間、当 該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会 規則で定めるところにより、前3項の規定に 準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>20 附則第16項又は前2項の規定による給料を 支給される職員に対する第20条第5項（第21 条第4項において準用する場合を含む。）及び 第23条第2項の規定の適用については、これ らの規定中「給料月額」とあるのは、「給料 月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定 による給料の額との合計額」とする。</p> <p>21 附則第14項から前項までに定めるもののほ か、附則第14項の規定による給料月額、附則 第16項の規定による給料その他附則第14項か ら前項までの規定の施行に関し必要な事項 は、人事委員会規則で定める。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400	

別表第2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	523,100

別表第3アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

別表第3イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第3ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第4再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

(静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県教職員の給与に関する条例(昭和31年静岡県条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(再任用職員の給料月額)</p> <p>第6条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第6条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)・(3) (略)

(4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及

(通勤手当)

第12条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)・(3) (略)

(4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及

び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(6) 前項第3号に掲げる職員のうち、その者の住居と当該住居の最寄りの駅(人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。)との間(以下この号において「住居側区間」という。)又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間(以下この号において「勤務公署側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額(次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額)の合計額

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額(その額が3,000円を

び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額(1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅(人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。)との間(以下この号において「住居側区間」という。)又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間(以下この号において「勤務公署側区間」という。)の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額(次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額)の合計額

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額(その額が3,000円を

超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。）

イ (略)

- 3 再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と

超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。）

イ (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(時間外勤務手当)

第15条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の

その勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第20条 (略)

2 (略)

3 第10条、第11条、第11条の3、第11条の

時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第20条 (略)

2 (略)

3 第6条、第10条、第11条、第11条の3、第

4、第13条の2から第13条の5まで及び第23条の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第22条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の62.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とす

11条の4、第13条の2から第13条の5まで及び第23条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員(第22条において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の62.5)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とす

る。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ (略)

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(産業教育手当)

第23条の2 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の職員及び再任用短時間勤務職員に限る。）で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業若しくは電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合には、その者に対し、その者の給料月額額の100分の5に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項に規定する高等学校の実習助手であつて教育委員会規則で定める者が当該高等学校

る。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ (略)

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(産業教育手当)

第23条の2 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の職員及び定年前再任用短時間勤務職員に限る。）で、高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担当する教諭又は講師の職にあることができる者を含む。）が、当該農業、水産、工業若しくは電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する場合には、当該職員に対し、当該職員の給料月額額の100分の5に相当する額を超えない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項に規定する高等学校の実習助手であつて教育委員会規則で定める者が当該高等学校

の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

3 (略)

(定時制通信教育手当)

第23条の3 高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教員（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の職員及び再任用短時間勤務職員に限る。）及び教育委員会規則で定める実習助手に限る。）には、その者の給料月額に100分の6（管理職手当を受ける者にあつては、100分の4）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

2 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第23条の4 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる

の農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を助ける場合には、当該職員に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

3 (略)

(定時制通信教育手当)

第23条の3 高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教員（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の職員及び定年再任用短時間勤務職員に限る。）及び教育委員会規則で定める実習助手に限る。）には、当該職員の給料月額に100分の6（管理職手当を受ける者にあつては、100分の4）を超えない範囲内において教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

2 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第23条の4 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる

給料月額、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第5条の2の規定の適用を受ける職員については、この限りでない。

13 （略）

給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第5条の2の規定の適用を受ける職員については、この限りでない。

13 （略）

14 附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後における別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 静岡県職員の定年等に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号。以下「職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(3) 職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（職員定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 職員定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（職員定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む）

む。)を延長された職員定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

- (5) 静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例（令和元年静岡県条例第12号）第4条に規定する職員のうち教育公務員特例法第2条第1項に規定する教育公務員

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を

除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第5項(第22条第4項において準用する場合を含む。)、第23条の2第1項及び第23条の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。

21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	282,800	293,800	315,700	399,700

員					
---	--	--	--	--	--

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円 234,000	基 準 給料月額 円 274,300	基 準 給料月額 円 331,100	基 準 給料月額 円 415,200
---------------	--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円 225,200	基 準 給料月額 円 271,100	基 準 給料月額 円 298,100	基 準 給料月額 円 324,400	基 準 給料月額 円 405,200
---------------	--	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

(静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(再任用職員)の給料月額)</p> <p>第6条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員)の給料月額)</p> <p>第6条の2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第11条の2 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)・(3) （略）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則

（通勤手当）

第11条の2 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が75,000円を超えるときは、支給単位期間につき、75,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2)・(3) （略）

- (4) 前項第3号に掲げる職員（次号及び第6号に掲げる職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則

で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(6) 前項第3号に掲げる職員のうち、その者の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額）の合計額

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利

で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であつて、駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が75,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第4号に定める額及び次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額）の合計額

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利

用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額（その額が3,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。）

イ (略)

- 3 再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 (略)

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額（その額が3,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。）

イ (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員に対する前項第2号から第6号までの規定の適用については、同項第2号中「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）」とあるのは「加算した額（その額が75,000円を超えるときは、75,000円）から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号中「前号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される前号」と、同項第4号及び第5号中「第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第2号」とする。

4～6 (略)

(時間外勤務手当)

第14条 (略)

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第9条の2から第11条まで、第11条の7から第11条の9まで、第12条の2、第12条の3及び第22条の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第21条にお

3 (略)

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第19条 (略)

2 第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の7から第11条の9まで、第12条の2、第12条の3及び第22条の規定は、定年后再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第21条にお

いて「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に

いて「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100) を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計

100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

- 8 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

14 （略）

額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

- 8 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

14 （略）

- 15 附則第8項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項及び第20項において「特定日」という。）以後における別表第1の規定の適用については、同表に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.89を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 16 第2条第2号に規定する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「附則第8項」とあるのは「職員の給与に関する条例附則第5項」と、「別表第1」とあるのは「職員の給与に関する条例別表第1から別表第4まで」と、「同表」とあるのは「これらの規定」とする。

- 17 附則第15項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、次項、附

則第22項及び第23項において同じ。)の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 静岡県職員の定年等に関する条例（昭和59年静岡県条例第6号。以下「職員定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(3) 職員定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（職員定年条例第2条に規定する定年退職日において附則第15項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 職員定年条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（職員定年条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された職員定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

18 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第22項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第20項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給

料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第4号に掲げる公安職俸給表の俸給月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

21 附則第19項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第19項中「前項」とあるのは「附則第20項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

22 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支

	<p><u>給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第18項及び第19項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>23 <u>附則第18項、第20項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第18項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u></p> <p>24 <u>附則第18項、第20項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第20条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第18項、第20項、第22項又は第23項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p> <p>25 <u>附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(降給の種類)

第1条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降給の事由)

第3条 職員が降任された場合のほか次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを降給することができる。

(1)～(3) (略)

附 則

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。

(降給の種類)

第1条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。

(降給の事由)

第3条 職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反してこれを降給（地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給を除く。）することができる。

(1)～(3) (略)

附 則

1 この条例は、昭和28年4月1日から施行する。

2 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「給与条例」という。）附則第14項、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）附則第14項又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2及び第3条の規定の適用について

	<p>は、当分の間、第1条の2中「とする」とあるのは「並びに職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）附則第14項、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）附則第14項又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（以下「60歳に達した職員に対する規定」という。）による降給とする」と、第3条中「場合の」とあるのは「場合及び60歳に達した職員に対する規定の適用を受ける場合の」と、「規定する降給」とあるのは「規定する降給及び60歳に達した職員に対する規定による降給」とする。</p> <p>3 第4条第2項の規定は、給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第6条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和28年静岡県条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第2条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第7条第5項第2号に規定する公庫等（同条例附則第31項の規定により公庫等とみなされる法人を含む。）とする。</p>	<p>（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）</p> <p>第2条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第7条第5項第2号に規定する公庫等（同条例附則第10項の規定により公庫等とみなされる法人を含む。）とする。</p>

(減給の効果)

第4条 減給は、6月以下の期間、給料の月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては人事委員会規則で定めるところにより算出した報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

(減給の効果)

第4条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては人事委員会規則で定めるところにより算出した報酬の額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第7条 静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>再任用短時間勤務職員</u>への支給額の特例)</p> <p>第23条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものに支給される特殊勤務手当（その額が月額をもって定められているものに限る。）の額は、第3条、第5条又は第13条の規定にかかわらず、これらの規定で定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例)</p> <p>9 (略)</p>	<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>への支給額の特例)</p> <p>第23条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員に支給される特殊勤務手当（その額が月額をもって定められているものに限る。）の額は、第3条、第5条又は第13条の規定にかかわらず、これらの規定で定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例)</p> <p>9 (略)</p> <p><u>(給与条例附則第16項等の規定が適用される</u></p>

	<u>職員の職業訓練等手当の特例)</u> <u>10 給与条例附則第16項、第18項又は第19項の</u> <u>規定による給料を支給される職員に対する第</u> <u>13条第2項第1号の規定の適用については、</u> <u>同号中「給料月額」とあるのは、「給料月額</u> <u>と給与条例附則第16項、第18項又は第19項の</u> <u>規定による給料の額との合計額」とする。</u>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 静岡県職員の旅費に関する条例(昭和31年静岡県条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(非常勤の者に対して支給する旅費)	(非常勤の者に対して支給する旅費)
第41条 非常勤の者(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)に対して支給する旅費は、常勤の職員の旅費との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。	第41条 非常勤の者(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)に対して支給する旅費は、常勤の職員の旅費との権衡を考慮して人事委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年静岡県条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。	第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。
2・3 (略)	2・3 (略)
(再任用職員等についての適用除外)	(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)
第17条の6 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には	第17条の6 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地公法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。

適用しない。	
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第10条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 静岡県職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年静岡県条例第41号）</u></p> <p>附 則</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 教職員給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額）」とあるのは、「給料月額）」と教職員給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年静岡県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 静岡県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第12条 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 静岡県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p>

第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。

(育児短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第15条 育児短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
給与条例第5条第2項及び第4項、教職員給与条例第6条第2項及び第4項並びに警察職員給与条例第6条第2項及び第4項	(略)	
給与条例第5条の2第1項、教職員給与条例第6条の2第1項及び警察職員給与条例第6条の2第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項	再任用 短時間 勤務職員	(略)

第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。

(育児短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第15条 育児短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
給与条例第5条第2項及び第4項、教職員給与条例第6条第2項及び第4項並びに警察職員給与条例第6条第2項及び第4項	(略)	
給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項	定年前 再任用 短時間 勤務職員	(略)

給与条例第14条第1項、教職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第14条第1項	(略)	
給与条例第14条第4項、教職員給与条例第15条第4項及び警察職員給与条例第14条第4項	第2項の	静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第15条第1項の
給与条例第14条第5項、教職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第14条第5項	(略)	
(略)		

2 (略)

3 育児短時間勤務職員についての静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の見出し及び同条	再任用短時間勤務職員	(略)
	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第	(略)

給与条例第14条第1項、教職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第14条第1項	(略)	
給与条例第14条第5項、教職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第14条第5項	(略)	
(略)		

2 (略)

3 育児短時間勤務職員についての静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の見出し及び同条	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第	(略)

	<u>28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>	
--	--	--

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第23条 任期付短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項	再任用 短時間 勤務職 員	(略)
給与条例第14条第1項、教職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第14条第1項	(略)	
給与条例第14条第4項、教職員給与条例第15条第4項及び警察職員	第2項 の	育児休業条例第23条第1項の

	<u>22条の4第1項の規定により採用された職員</u>	
--	------------------------------	--

(任期付短時間勤務職員についての給与条例等の特例)

第23条 任期付短時間勤務職員についての給与条例、教職員給与条例及び警察職員給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
給与条例第11条第3項、教職員給与条例第12条第3項及び警察職員給与条例第11条の2第3項	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	(略)
給与条例第14条第1項、教職員給与条例第15条第1項及び警察職員給与条例第14条第1項	(略)	

給与条例第14条第4項		
給与条例第14条第5項、教職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第14条第5項	(略)	
給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第3項及び警察職員給与条例第19条第2項	再任用職員	(略)
教職員給与条例第23条の2第1項及び第23条の3第1項	再任用 短時間勤務職員	(略)

2 (略)

3 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の見出し及び同条	再任用短時間勤務職員	(略)
	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の	(略)

給与条例第14条第5項、教職員給与条例第15条第5項及び警察職員給与条例第14条第5項	(略)	
給与条例第19条第2項、教職員給与条例第20条第3項及び警察職員給与条例第19条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
教職員給与条例第23条の2第1項及び第23条の3第1項	定年前再任用短時間勤務職員	(略)

2 (略)

3 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の見出し及び同条	定年前再任用短時間勤務職員	(略)
	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された	(略)

	規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの	
--	-----------------------------------	--

	職員	
--	----	--

4 任期付短時間勤務職員についての静岡県教職員の特種勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号）第5条第1項の規定の適用については、同項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された職員」とする。

（部分休業をすることができない職員）

第24条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を除く。）

ア 第2条第3号イの非常勤職員

イ (略)

附 則

（静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 (略)

（部分休業をすることができない職員）

第24条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を除く。）

ア 第2条第4号イの非常勤職員

イ (略)

附 則

（静岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 (略)

（給与条例附則第14項等の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

	<p>7 <u>育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</u></p> <p>8 <u>法第17条の勤務をしている職員が給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項の規定の適用を受ける場合における第21条の規定の適用については、同条中「第18条まで」とあるのは、「第18条まで及び附則第7項」とする。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第13条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（1週間の勤務時間）	（1週間の勤務時間）
第2条 （略）	第2条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （以下「 <u>再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	3 <u>地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> （以下「 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
4・5 （略）	4・5 （略）
（週休日及び勤務時間の割振り）	（週休日及び勤務時間の割振り）
第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とす	第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とす

る。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員につい

る。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職

て、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（船員の勤務時間等の特例）

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては同条第2項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定に基づき定める時間）とすることができる。

2 （略）

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)～(4) （略）

2 （略）

3 任命権者は、年次有給休暇を、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間

員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（船員の勤務時間等の特例）

第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては同条第2項の規定に基づき定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定に基づき定める時間）とすることができる。

2 （略）

（年次有給休暇）

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）

(2)～(4) （略）

2 （略）

3 任命権者は、年次有給休暇を、1日又は1時間（育児短時間勤務職員等、定年前再任用

勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定めるところにより、1日又は1時間を単位として（特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会規則で定めるものを単位として）、職員が請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（非常勤の職員の勤務時間等）

第17条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める。

短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、人事委員会規則で定めるところにより、1日又は1時間を単位として（特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、人事委員会規則で定めるものを単位として）、職員が請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

（非常勤の職員の勤務時間等）

第17条 非常勤の職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日、休暇等は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第14条 静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年静岡県条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。</u>）</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>静岡県職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>

(5) (略)	(6) (略)
---------	---------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第15条 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類)	(給与の種類)
<p>第2条 がんセンター事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条、第7条、第9条及び第20条の規定は、地公法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第2条 がんセンター事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条、第7条、第9条及び第20条の規定は、地公法<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第16条 静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年静岡県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者の報告事項)	(任命権者の報告事項)
<p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>	<p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県定年退職者等の再任用に関する条例の廃止)

第17条 静岡県定年退職者等の再任用に関する条例（平成13年静岡県条例第9号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条中静岡県職員の育児休業等に関する条例第23条第4項を削る改正及び附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(静岡県職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の静岡県職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の静岡県職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第3条 任命権者は、次に掲げる者（当該者が市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下この条及び次条において「県費負担教職員」という。）である場合にあっては、市町における次に掲げる者。以下この条において同じ。）のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職（当該者が県費負担教職員である場合にあって

は、採用しようとする当該市町の常時勤務を要する職。以下この条において同じ。)に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第13条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者（当該者が県費負担教職員である場合にあつては、市町における前条第1項各号に掲げる者）のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）（当該者が県費負担教職員である場合にあつては、採用しようとする当該市町の短時間勤務の職。以下この条において同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者（当該者が県費負担教職員である場合にあつては、市町における前条第2項各号に掲げる者）のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその

職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第13条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条及び附則第10条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

第10条 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第4条第2項に規定する給料表、静岡県教職員の給与に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）第5条第2項に規定する給料表及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例（以下「警察職員給与条例」という。）第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 静岡県職員の育児休業等に関する条例（以下「育休条例」という。）第11条第1号に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第4条第2項に規定する給料表、教職員給与条例第5条第2項に規定する給料表及び警察職員給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第13条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第11条第3項及び第14条第2項、第3条の規定による改正後の教職員給与条例（以下「新教職員給与条例」という。）第12条第3項、第15条第2項、第23条の2第1項及び第23条の3第1項並びに第4条の規定による改正後の警察職員給与条例（以下「新警察職員給与条例」という。）第11条の2第3項及び第14条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項、新教職員給与条例第21条第3項及び第23条の4第2項並びに新警察職員給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新教職員給与条例第22条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 8 新警察職員給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

9 給与条例第5条、第8条の2から第10条まで、第10条の3から第10条の5まで、第12条の2から第12条の5まで及び第22条、教職員給与条例第6条、第10条、第11条、第11条の3、第11条の4、第13条の2から第13条の5まで及び第23条並びに警察職員給与条例第6条、第9条の2から第11条まで、第11条の7から第11条の9まで、第12条の2、第12条の3及び第22条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第11条 暫定再任用職員に対する静岡県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年静岡県条例第40号）による改正後の静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第2条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第7条の規定による改正後の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例第23条の規定を適用する。

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、第8条の規定による改正後の静岡県職員の旅費に関する条例第41条の規定を適用する。

第14条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項及び第17条の6第1項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「もの及び」とあるのは「もの並びに」と、「占めるもの」とあるのは「占めるもの及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員であるもの」と、第17条の6第1項中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

第15条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第10条の規定による改正後の義務教育諸学校の教育職員の給与等の特例に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項中「者及び」とあるのは「者並びに」と、「占める者」とあるのは「占める者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」とする。

第16条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第11条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定を適用する。

第17条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第12条の規定による改正後の育休条例第24条第2号の規定の適用については、同号中「占める職員」とあるのは、「占める職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」とする。

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例第2条第3項、第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項、第8条第1項、第13条第1項第1号及び第3項並びに第17条の規定を適用する。

第19条 暫定再任用職員は、新地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第

14条の規定による改正後の静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定を適用する。

第20条 暫定再任用職員に対する第15条の規定による改正後の静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項及び第25条第1項の規定の適用については、同条例第2条第1項中「もの及び」とあるのは「もの並びに」と、「占めるもの」とあるのは「占めるもの及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員であるもの」と、第25条第1項中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

第21条 暫定再任用短時間勤務職員に対する第16条の規定による改正後の静岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定の適用については、同条中「占める職員及び」とあるのは、「占める職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員並びに」とする。

（給与条例等の一部改正に伴う経過措置）

第22条 新給与条例附則第14項から第21項まで、新教職員給与条例附則第14項から第21項まで及び新警察職員給与条例附則第15項から第25項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。